

# 公害防止体制の概要

## 1. 事業者の公害防止体制の概要

事業者の公害防止体制は、法規制に基づく公害防止管理者制度と事業者の自主的な体制整備によって確立されている。すなわち、工場については、法規制により、公害防止に関する職務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する技術的、専門的知識・技能を有する公害防止管理者等の選任を義務付けている（公害防止管理者制度）。一方で、本社における公害防止投資等の意志決定は、取締役会の方針に基づき、本社機能の各部門が総力を結集して自主的に行うこととされている。

工場における公害防止組織の機能を十分に発揮させるには、企業全体として公害防止体制を整備することが必要であり、法規制によるものだけでなく、本社においても、方針、目標の策定や指揮命令系統の整備を自主的に行うことが求められる。

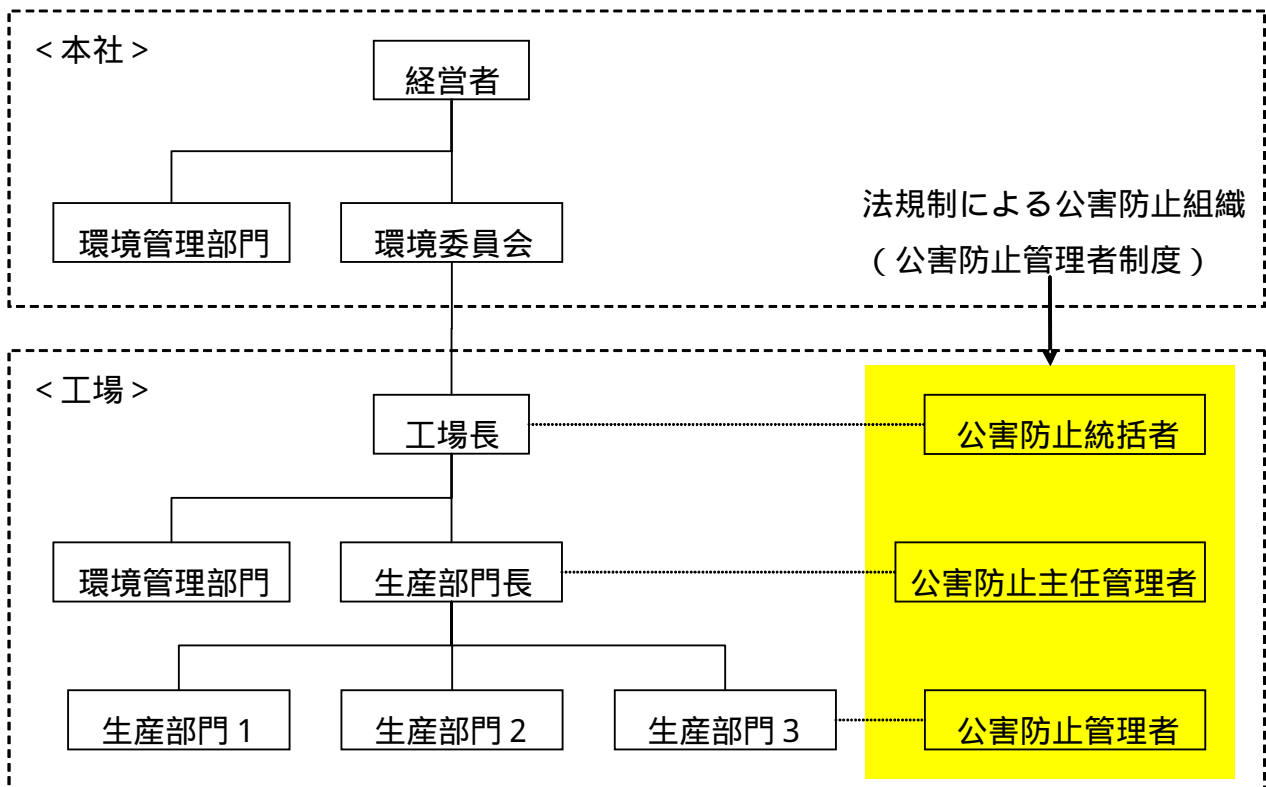
### < 事業者による自主的な体制整備 >

- ・ 環境方針の策定
- ・ 目標、年度計画の策定
- ・ 従業員教育の実施
- ・ 工場内等の指揮命令系統の整備 等

### < 公害防止管理者制度 >

- ・ 公害防止統括者（工場長）の選任
- ・ 公害防止管理者（担当責任者）の選任
- ・ 公害防止管理者の国家資格の取得 等

### 事業者の公害防止体制

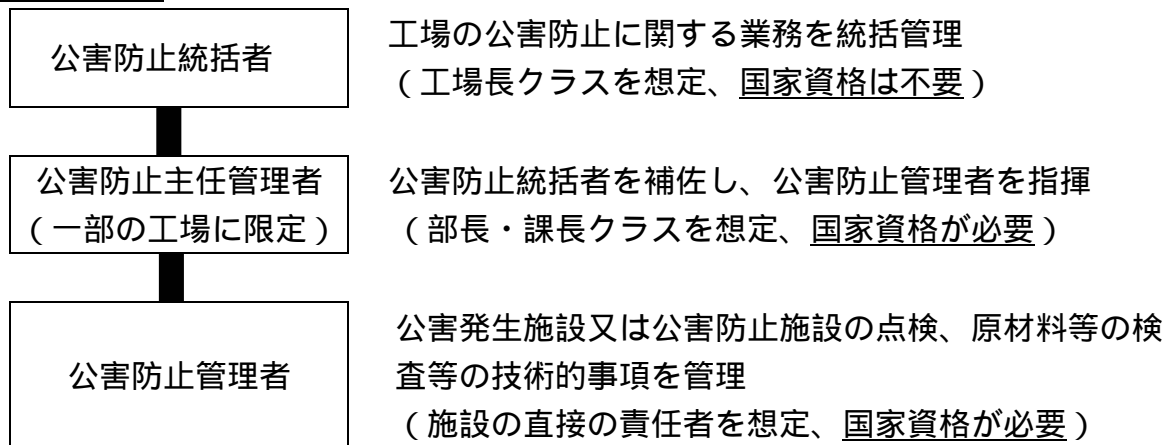


## 2. 公害防止管理者制度の概要

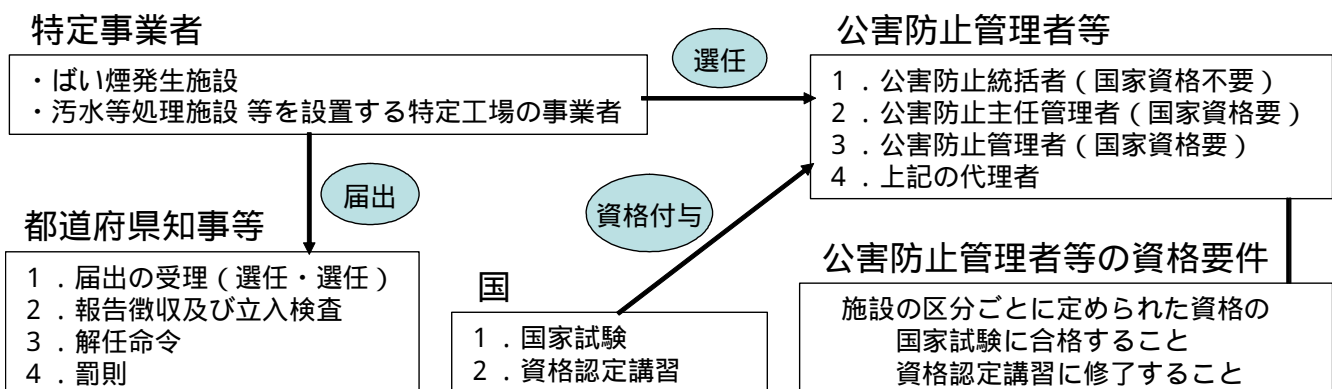
公害の防止に万全を期するためには、各種の公害関係規制法の措置とともに、事業者が工場内において有効適切な公害防止体制を確立することが必要である。公害防止管理者制度は、各種の公害規制法により公害発生施設として規制されている施設が設置されている工場に対し、公害防止統括者及び公害防止管理者を中核とする公害防止組織の整備と都道府県知事等への届出を義務付けるものである。

公害防止管理者等の資格を得るためには、毎年実施される国家試験に合格することにより資格を得る方法と、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う資格認定講習を修了して資格を得る方法がある。

### < 組織体制 >



### < 公害防止管理者制度の仕組み >



### 3. 今般の公害防止管理者制度の見直しの概要

公害防止管理者制度検討会の報告（平成16年3月）を踏まえ、公害防止管理者法令の見直し（平成17年4月及び平成18年4月）を行った。

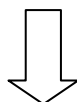
#### 公害防止管理者制度検討会の報告（要旨）

必置規制の具体的あり方について

- ・一定の条件の下、同一社内の敷地の離れた複数の工場、同一敷地内の複数の関連会社の工場において、公害防止管理者の兼任を認める。
- ・中小企業については、協同組合等を組織している場合に加え、一定の条件の下、地域の同業種間で共同で公害防止管理者を選任することを認める。
- ・大気関係の公害防止管理者と水質関係の公害防止管理者との連絡調整が容易又は連絡調整の必要性が低いと認められる場合に公害防止主任管理者の選任を免除する。

国家資格の取得方法について

- ・国家試験に科目別合格制を導入し、受験者の負担軽減を図るとともに国家資格の取得促進を図る。
- ・国家試験の出題について、測定技術等現場での公害防止管理者の実務と乖離している部分は内容の適正化を図る。
- ・高校卒業以上に限定されていた資格認定講習の受講資格の学歴要件について、一定の実務経験があれば学歴を問わず受講可能とする。



#### 上記の報告を踏まえた公害防止管理者法令の見直しの概要

公害防止管理者等の必置規制の緩和

- ・公害防止管理者は原則として2以上の工場の公害防止管理者を兼任してはならないこととされているが、今回、同一企業の複数の工場等において公害防止管理者を兼任することが可能となった。
- ・工場からの排出ガス及び排出水が確実に処理できる場合には、公害防止主任管理者の選任を免除することとした。

国家資格の取得方法の見直し

- ・学歴による制限を撤廃するなど、資格認定講習の受講資格要件を緩和した。
- ・公害防止管理者の試験区分を見直し、共通部分の多い区分を統合した。
- ・1つの区分の資格試験を科目ごとの合格の積み重ねで3年以内で取得することのできる科目別合格制度を導入した。
- ・現在の公害防止主任管理者の実務に見合った国家試験及び講習科目の見直しを行った。

# 公害防止管理を巡る最近の状況

# 昨今の公害防止管理に係る問題事例

## 1) A社の事案

類型	詳細
排出基準の超過	水質汚濁防止法に基づく排出基準（県条例による上乘せ基準）を超えるシアン等を排水口から排出していた。 公害防止協定に定められた排水溝（構内排水測定点）の水質分析の一部で基準値超過があった。
データの書き換え	水質分析データを記録・保管する際に、基準値内の数値に書き換えていた。 県・市への年次報告の際に、基準値を超過したデータを基準値内の数値に書き換えて報告書を提出していた。

## 2) B社の事案

類型	詳細
排出基準の超過	排水中のCOD（化学的酸素要求量）の数値が水質汚濁防止法に定める基準値及び協定値を超過していた。
データの書き換え	県・市への協定に基づく報告において、排水量（日量）協定値を超過した数値を書き換えていた。

### 3) C社の事案

類型	詳細
測定回数の不足	窒素含有量及びノルマヘキサン抽出物質含有量の測定について、協定で定める回数に不足していた。
自動測定器の停止	自動測定器のメンテナンスがされなくなり、計測器の故障が発見され、修復処置が行われるまで長期間測定停止が続いた。
点検要請に対する不十分な対応	県の環境管理に関する点検要請に対して、県及び市の立入検査後に環境管理の不備を指摘されるまで対応できなかった。

### 4) D社の事案

類型	詳細
排出基準の超過	化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)及び排出量について、協定値を超過していた。
測定回数の不足	化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、ノルマヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量及び排水量の測定について、協定で定める回数に不足していた。
データの書き換え	県及び市への協定に基づく報告において、化学的酸素要求量(COD)浮遊物質(SS)、ノルマヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量及び排水量について、測定結果の数値を書き換えて報告していた。

# 昨今の公害防止管理に係る問題の背景

類型	詳細
全社的なマネジメントの不備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全社的な公害防止管理に係る方針策定の不足</li><li>・ 現場任せによる全社的な認識不足</li><li>・ 環境管理部門の操業部門に対する指導力の低下、人員不足</li><li>・ 現場での公害防止業務の本社への報告体制の未整備</li></ul>
工場でのマネジメントの不備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所での環境管理体制の不足</li><li>・ 環境管理部門の操業部門への監視の不足、人員不足</li><li>・ 担当者任せによる工場内での認識不足</li><li>・ 点検結果、分析結果のダブルチェック体制の欠如</li><li>・ 担当者から責任者への情報伝達の不備</li><li>・ 異常時における公害防止設備の不適切な操作</li><li>・ 公害防止設備の作業手順マニュアルの未整備</li></ul>
従業員教育の不徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理職の危機管理意識の不足</li><li>・ 担当者の法令遵守に対する意識の不足</li><li>・ 担当者の環境法令及び公害防止協定に対する認識不足</li><li>・ 担当者の異動時・交代時の技術・ノウハウの引継ぎ不足</li></ul>
利害関係者（ステークホルダー）との連携不足	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平時における地方自治体との情報交換・意思疎通の不足</li><li>・ 地方自治体からの点検要請に対する不十分な対応</li></ul>

# 公害防止管理を巡るアンケート調査結果

## ・「公害防止体制調査」

経済産業省委託調査(社)産業環境管理協会「公害防止管理者制度の運用状況及び公害防止管理者の再教育に関するアンケート調査」 2006年3月

調査対象:公害防止管理者選任事業所(有効回答数 222事業所)

大企業:資本金3億円以上、中小企業:資本金3億円未満

## ・「企業ヒアリング」

経済産業省・環境省委託(社)産業環境管理協会 2006年3月

調査対象:公害防止体制調査において回答のあった事業所から聞き取り

## ・「環境にやさしい企業行動調査」:

環境省「環境にやさしい企業行動調査 調査結果」 2005年9月

調査対象:東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,630社及び従業員500人以上の非上場企業等(有効回答数 上場企業1,127社、非上場企業等1,397社、合計2,524社)

## ・「生活者アンケート」:

(財)経済広報センター「第7回生活者の“企業観”に関するアンケート結果報告書」  
2004年1月

調査対象:(財)経済広報センターに登録している社会広聴会員(有効回答数 3,618名)

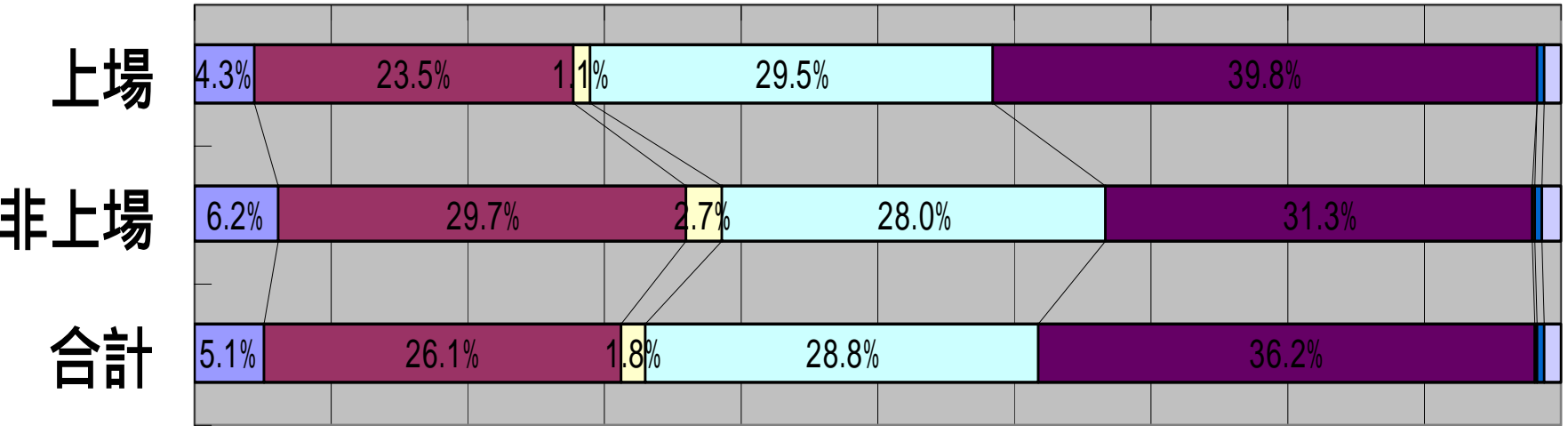


# 公害防止対策に関する 全社的なマネジメントの在り方

# 事業活動における環境対策の考え方

(製造業、電気・ガス等供給業)

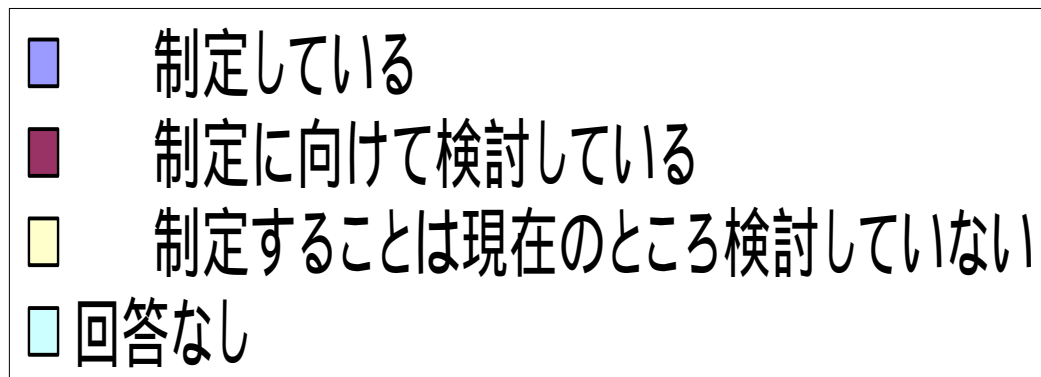
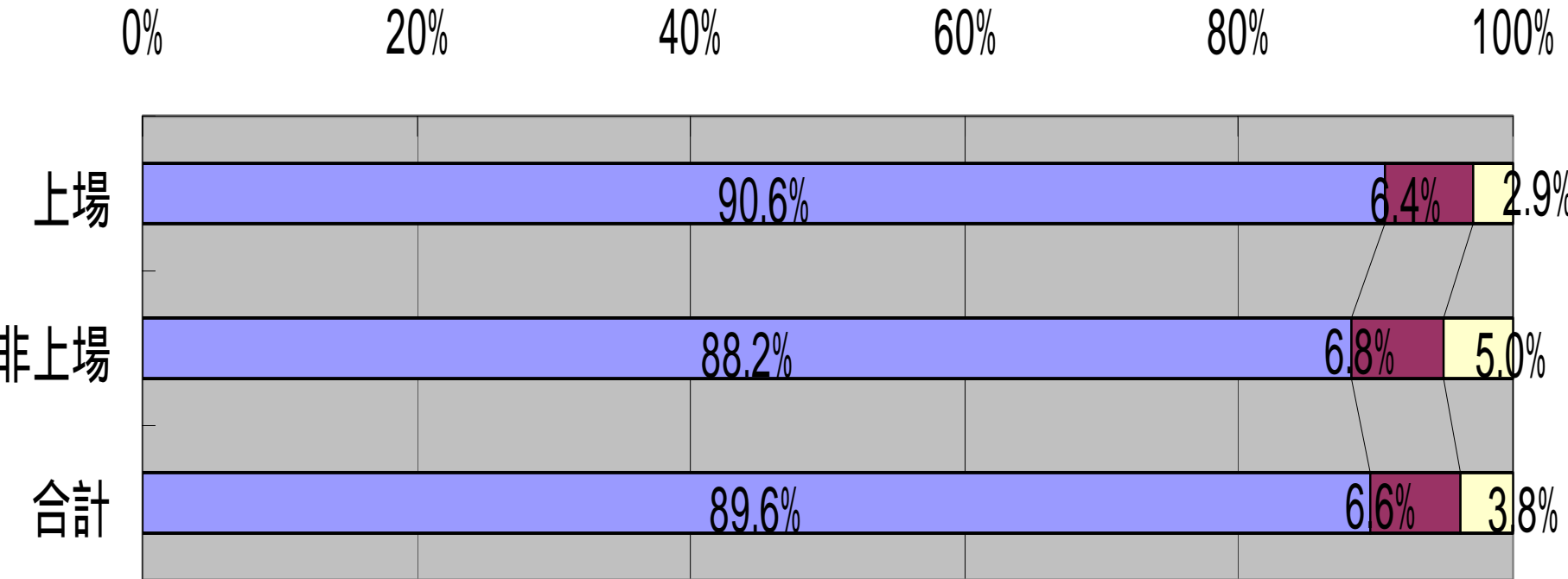
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



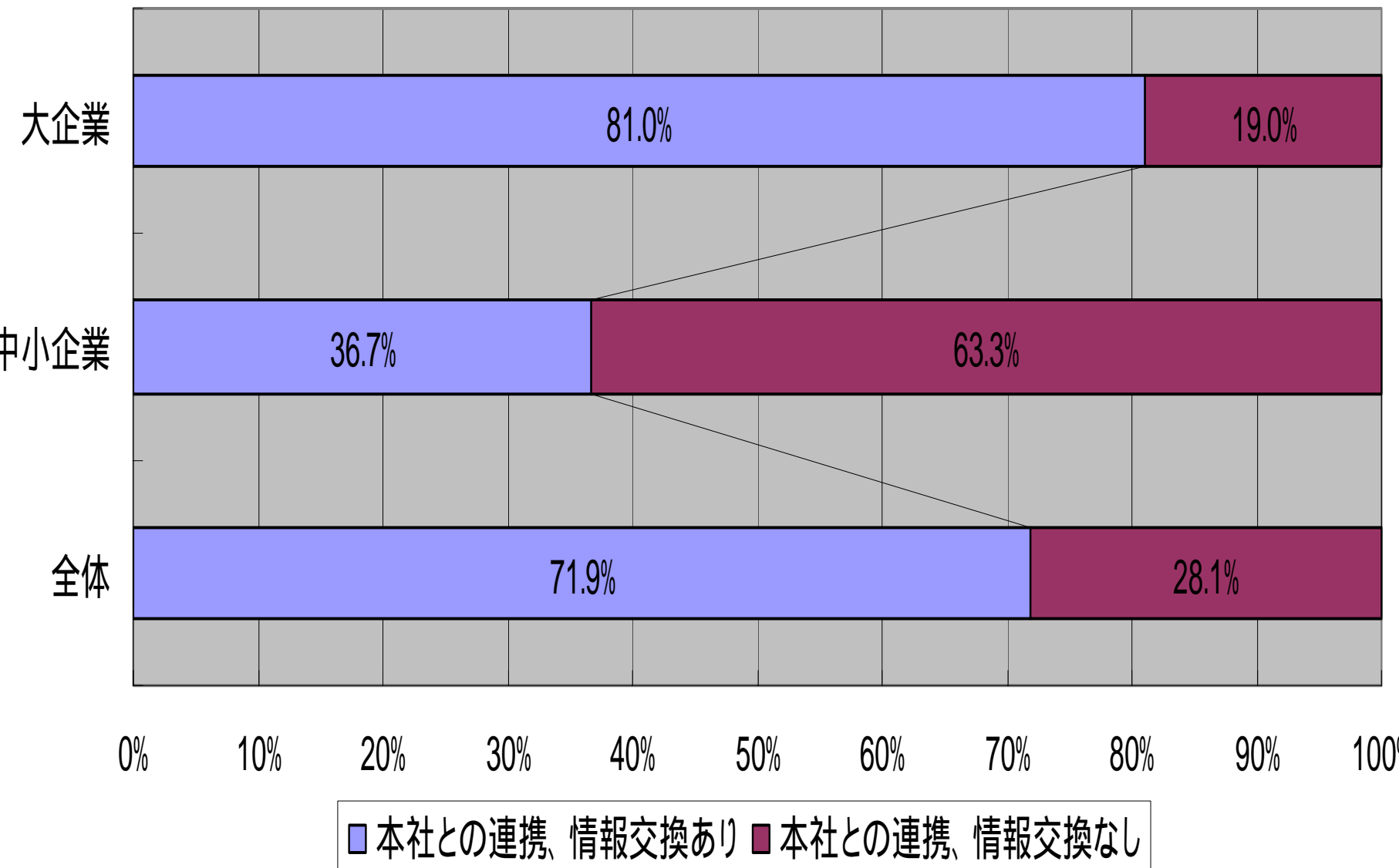
- ビジネスチャンスである
- 社会貢献の一つである
- 法規制等をクリアするレベルでよい。
- 今後の業績を左右する重要な要素の一つとして取り組んでいる
- 最も重要な戦略の一つとして位置づけ、企業活動の中に取り込んでいる。
- 環境への取組と企業活動は関係がないと考えている。
- その他
- 回答なし

# 環境に関する目標の設定状況

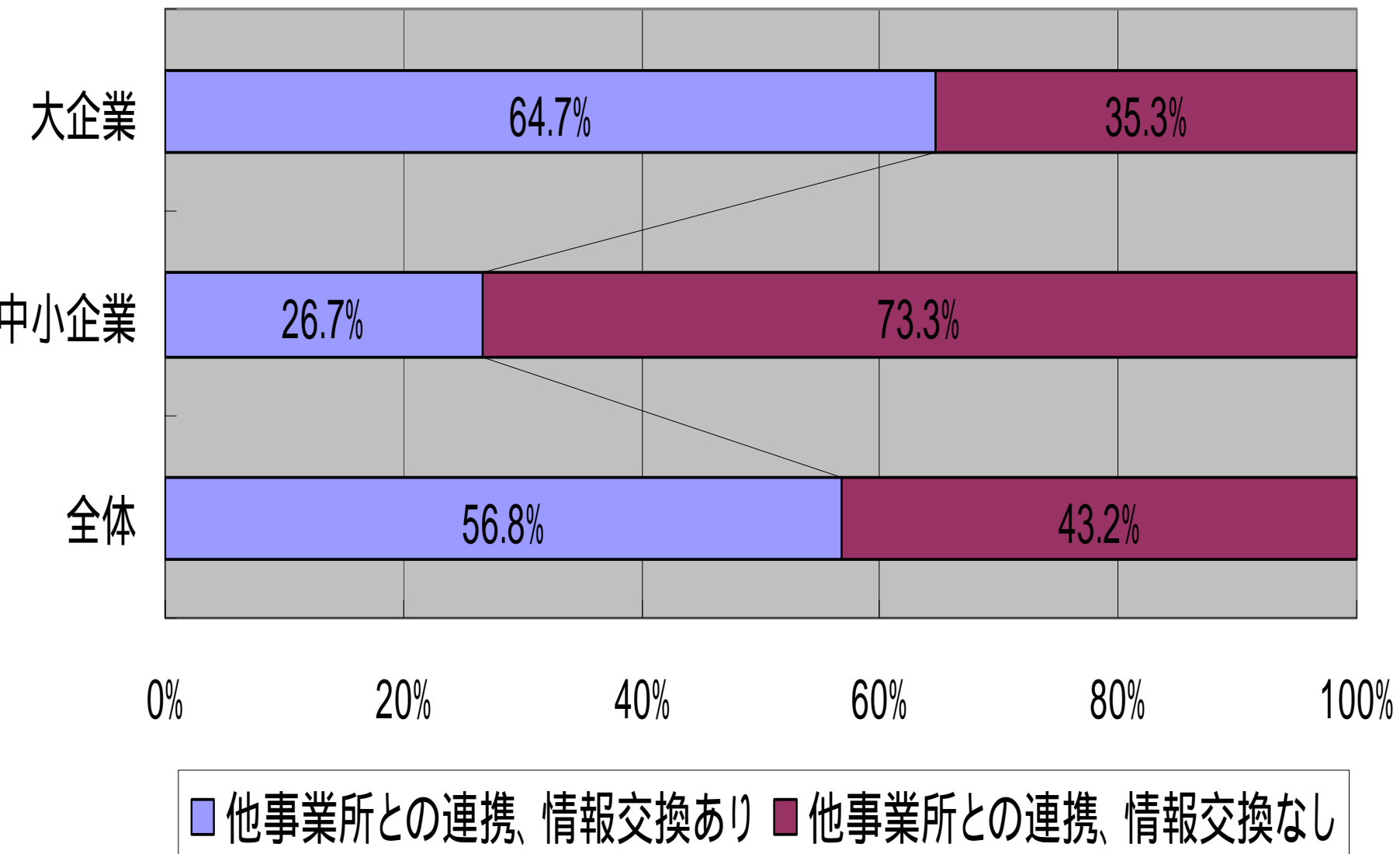
(製造業、電気・ガス等供給業)



# 本社との連携状況



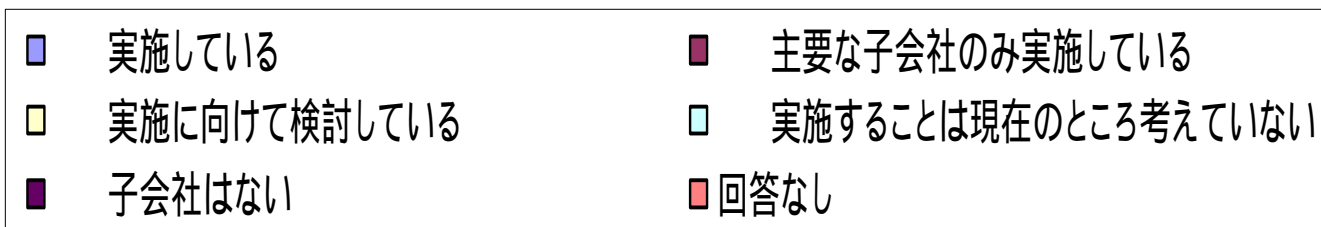
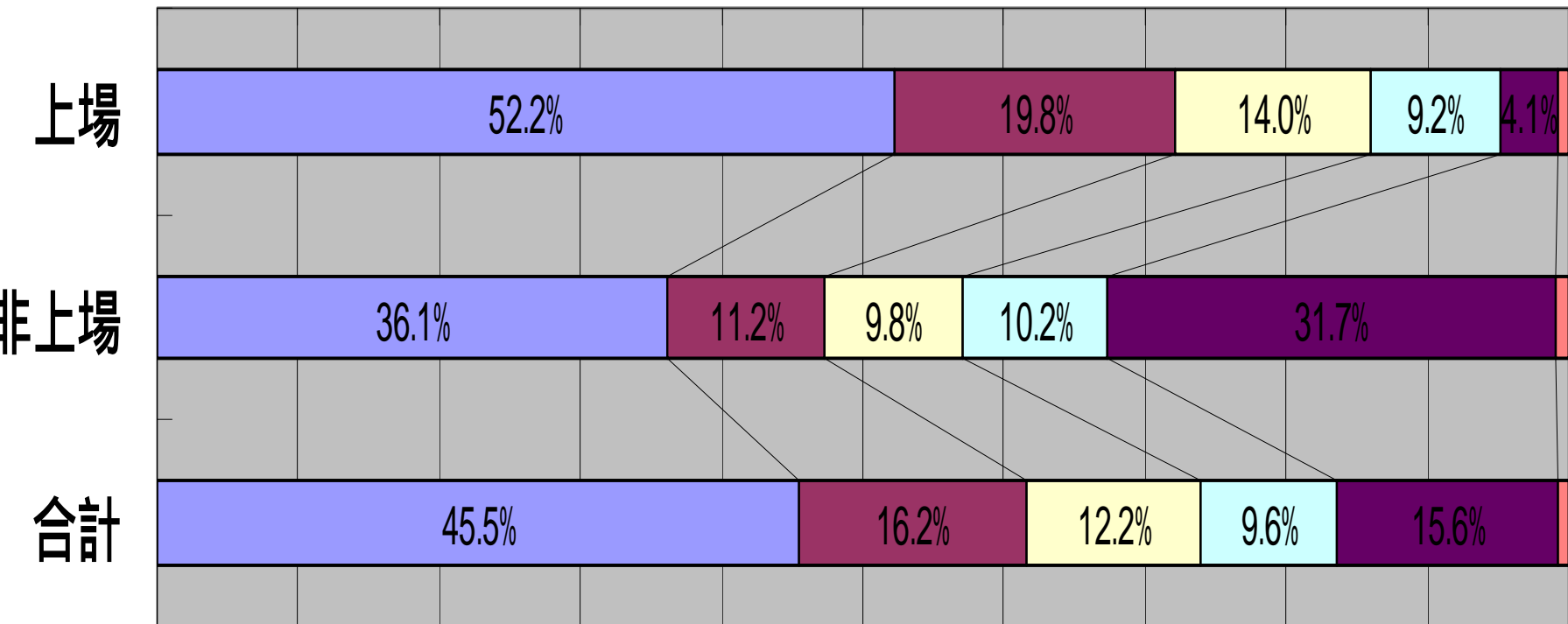
# 他事業所間の連携状況



# 子会社に対する環境配慮への取組に関する指導・要請

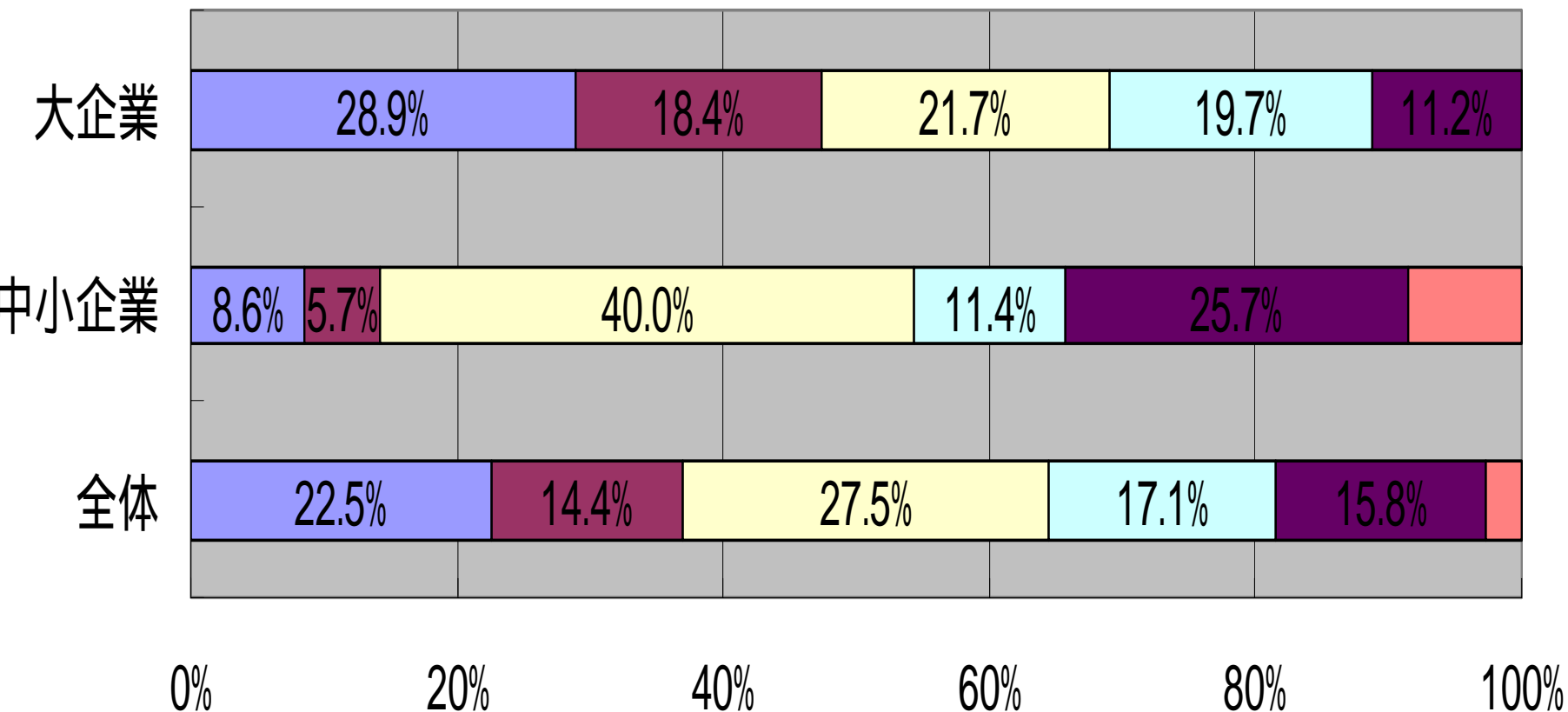
(製造業、電気・ガス等供給業)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



# 公害防止対策に関する 工場でのマネジメントの在り方

# 公害防止管理者の配置状況



環境管理部門に配置

■ 生産等ライン部門に配置、管理部門は別に存在

生産等ライン部門に配置、同部門で公害防止業務実施

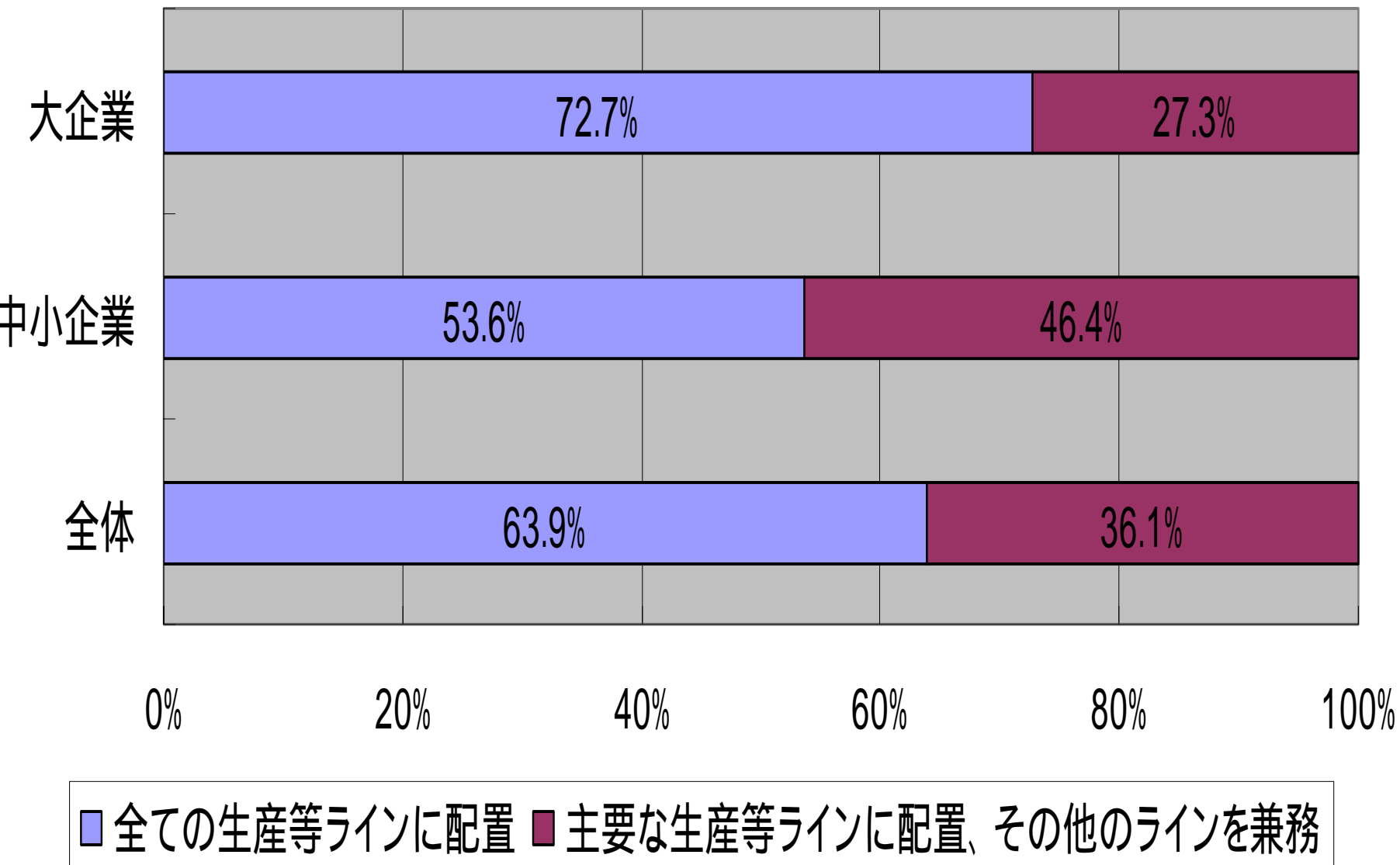
□ 環境管理部門及び生産等ライン部門の双方に配置

その他の配置方法

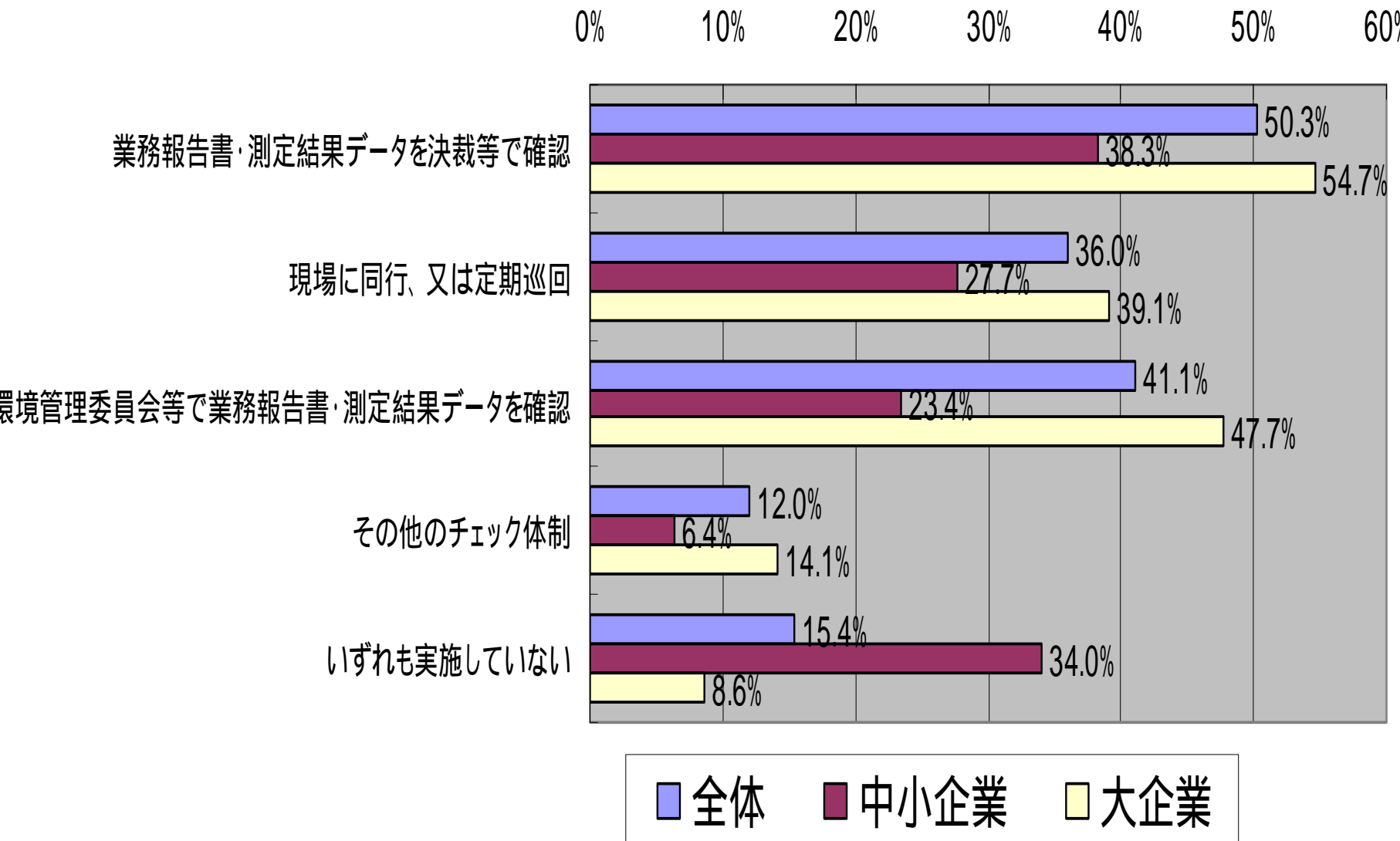
■ 無回答



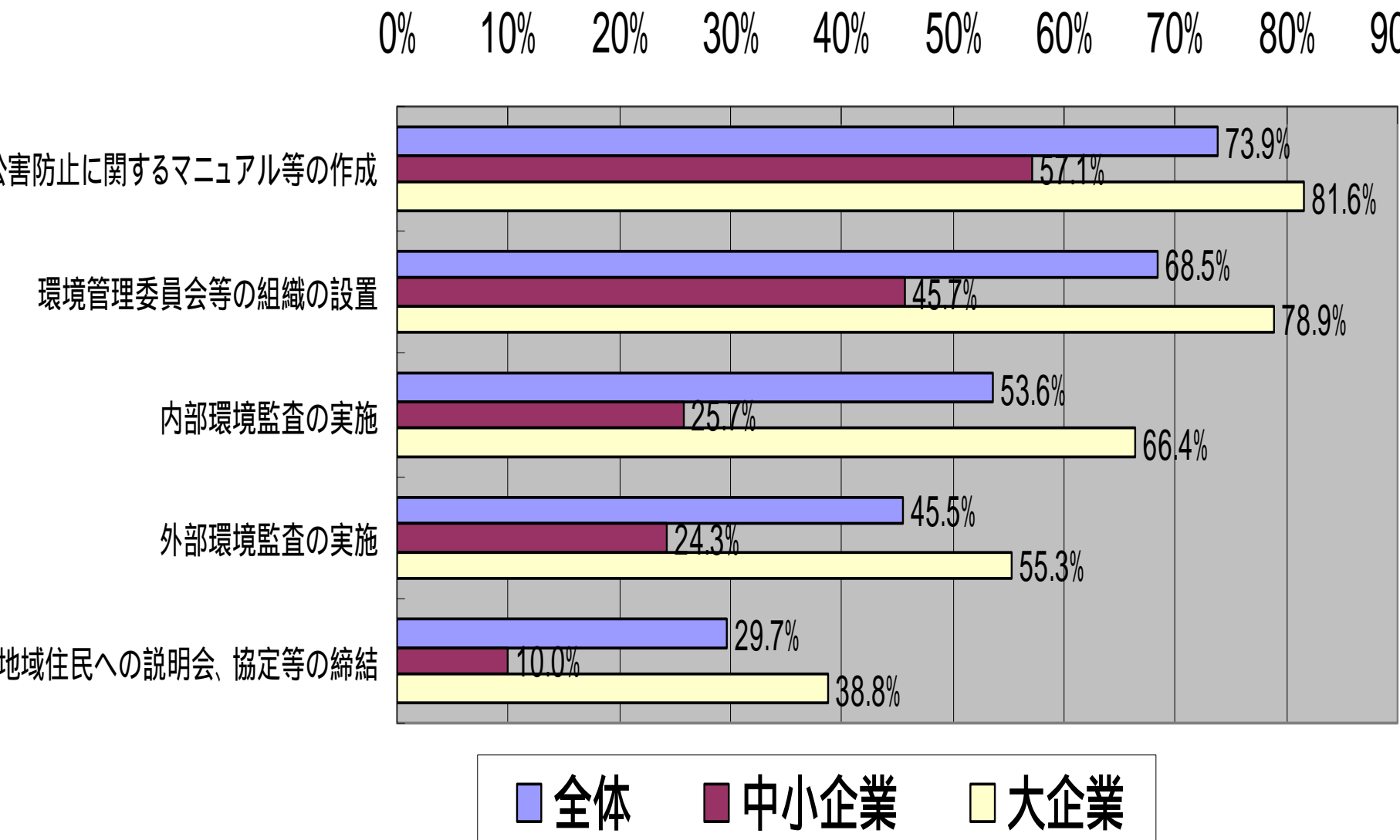
# 生産ライン部門の公害防止管理者の配置状況



# 公害防止統括者による業務の確認状況

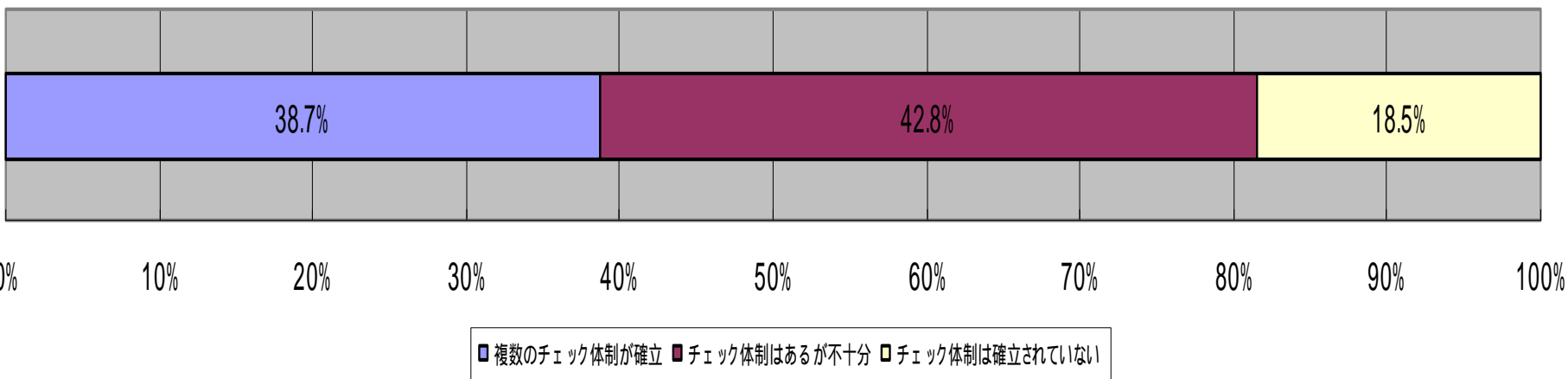


# 公害防止業務の確認体制の整備状況



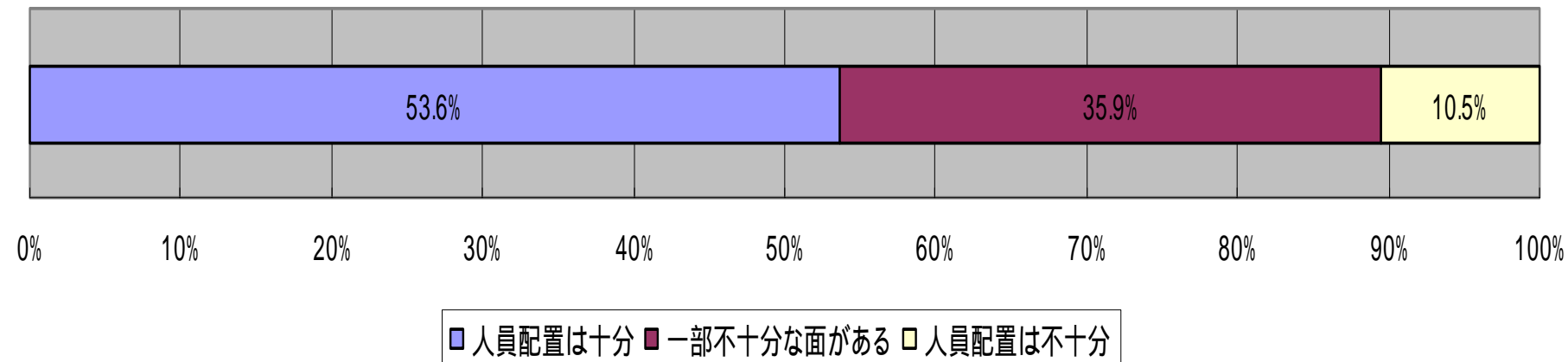
## 事業所における公害防止業務の確認体制の整備状況

(公害防止管理者有資格者の意識)



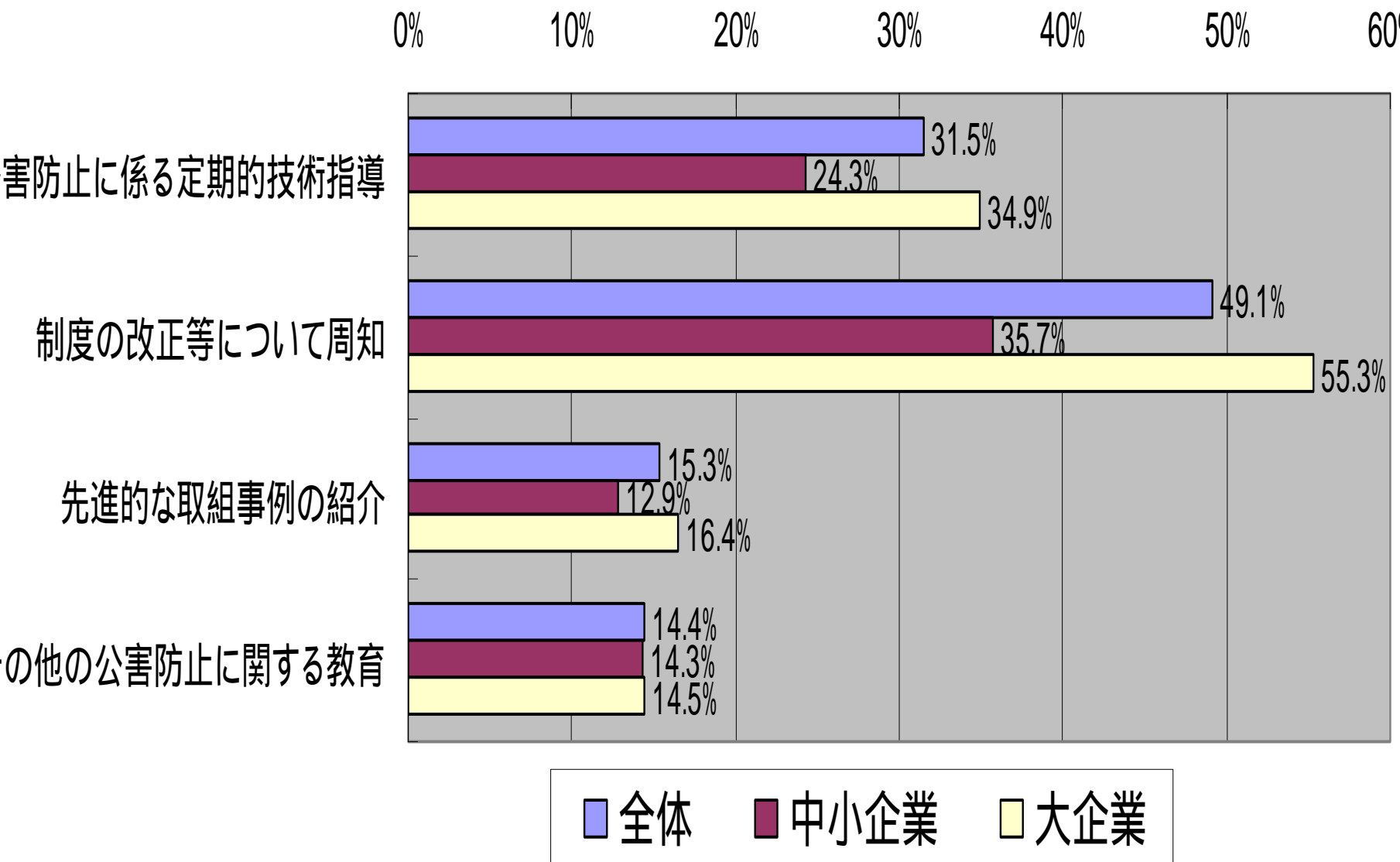
## 事業所における公害防止担当者の配置状況

(公害防止管理者有資格者の意識)

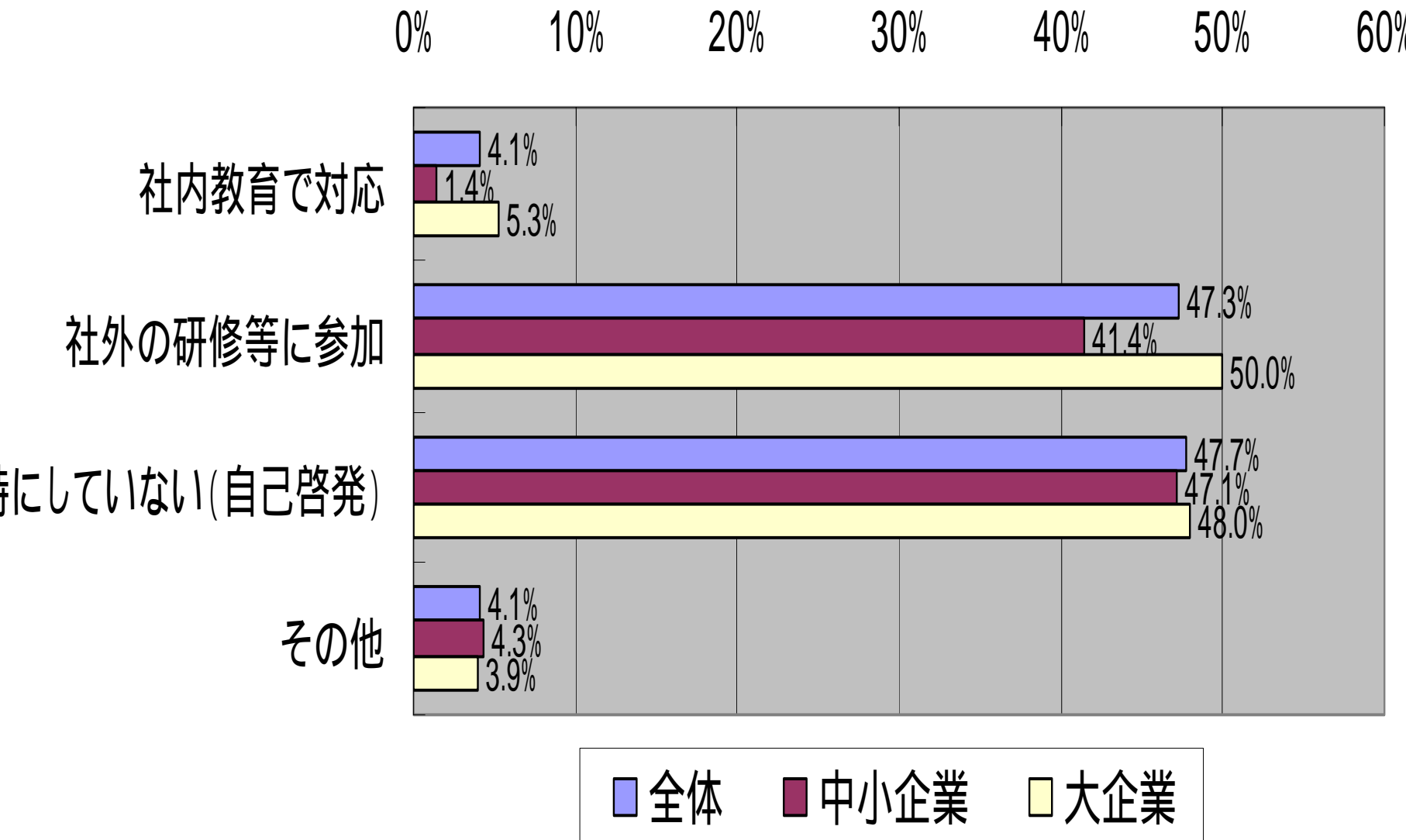


# 従業員等に対する教育の在り方

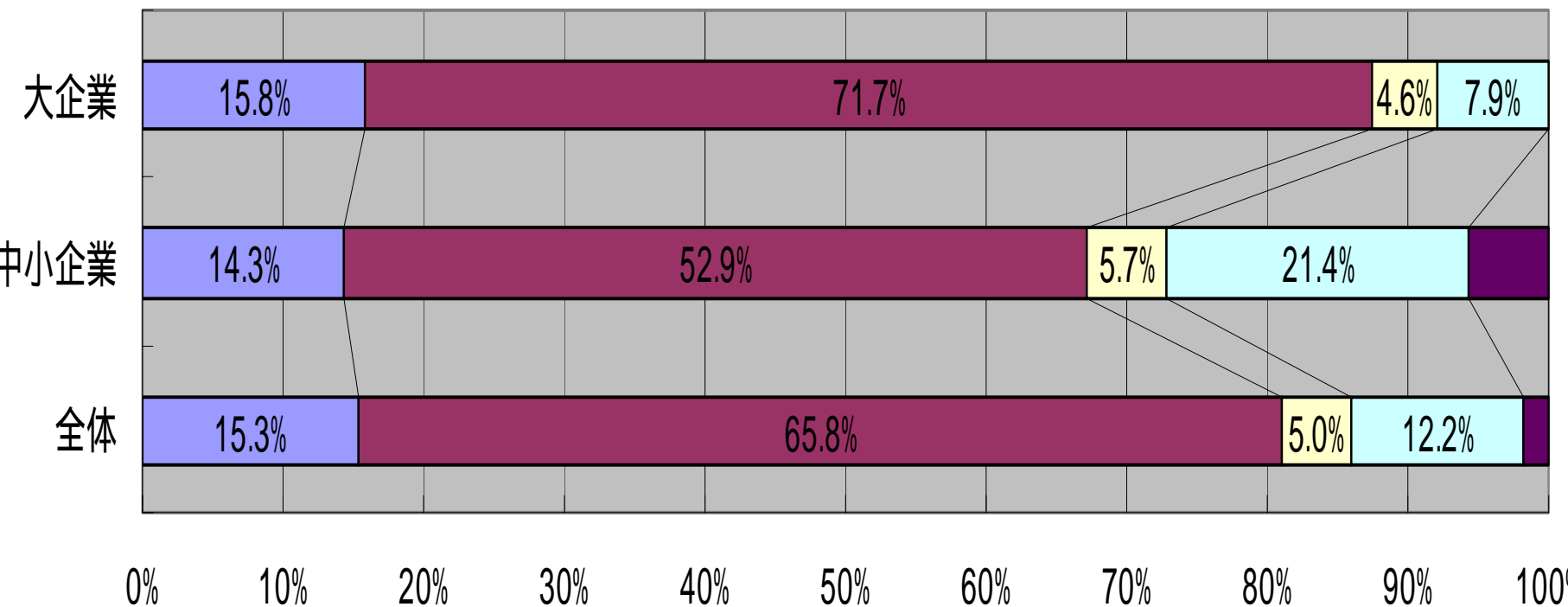
# 従業員教育の実施状況



# 公害防止管理者再教育実施状況



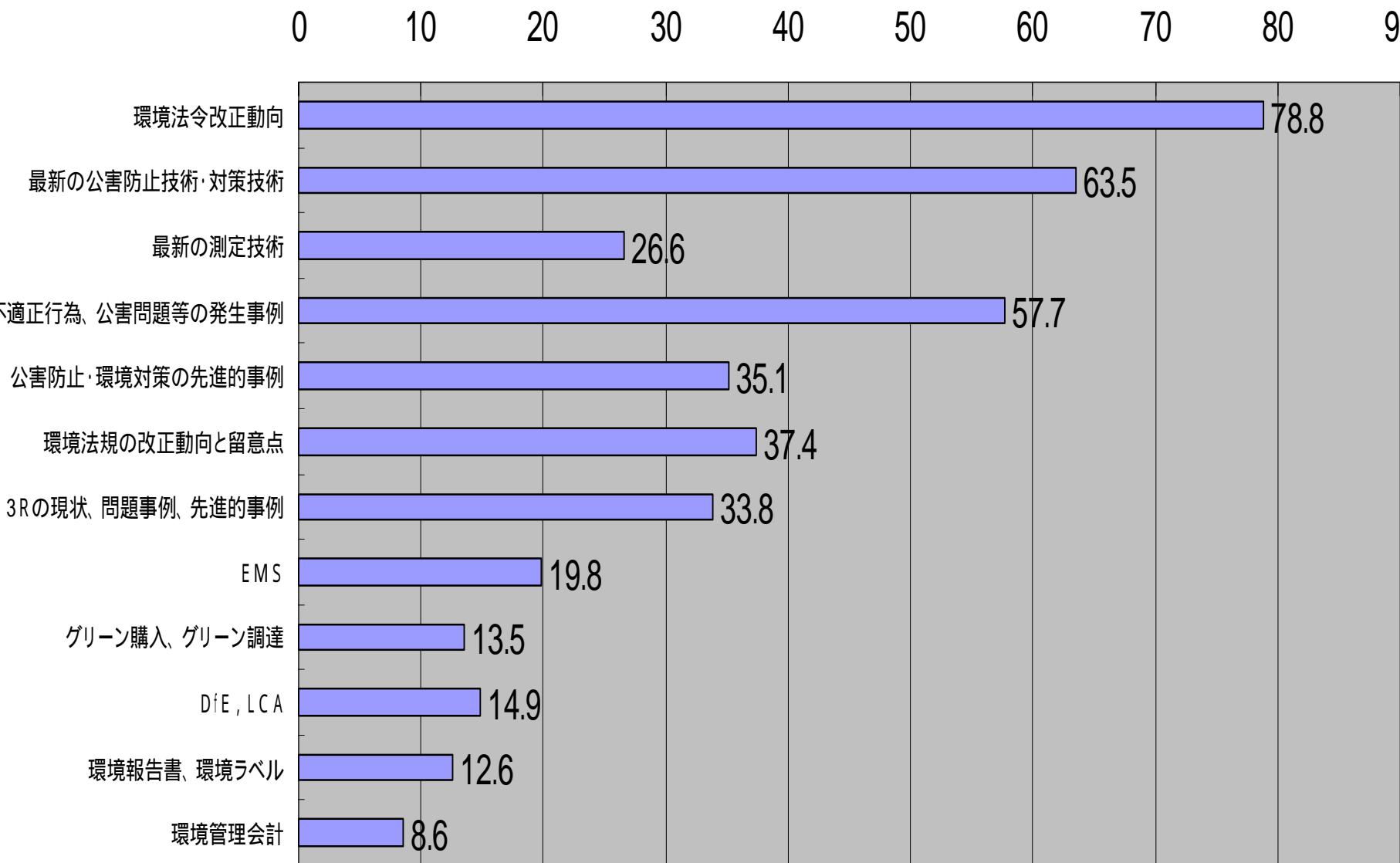
# 公害防止管理者の再教育の必要性



- 制度的に義務付けるべき
- 義務付ける必要はないが、社外での教育の場が必要
- 社内教育で対応可能であり、社外の再教育の場は必要なし
- 資格保有者の自己啓発に任せるべき
- 無回答



# 公害防止管理者の再教育で希望する分野

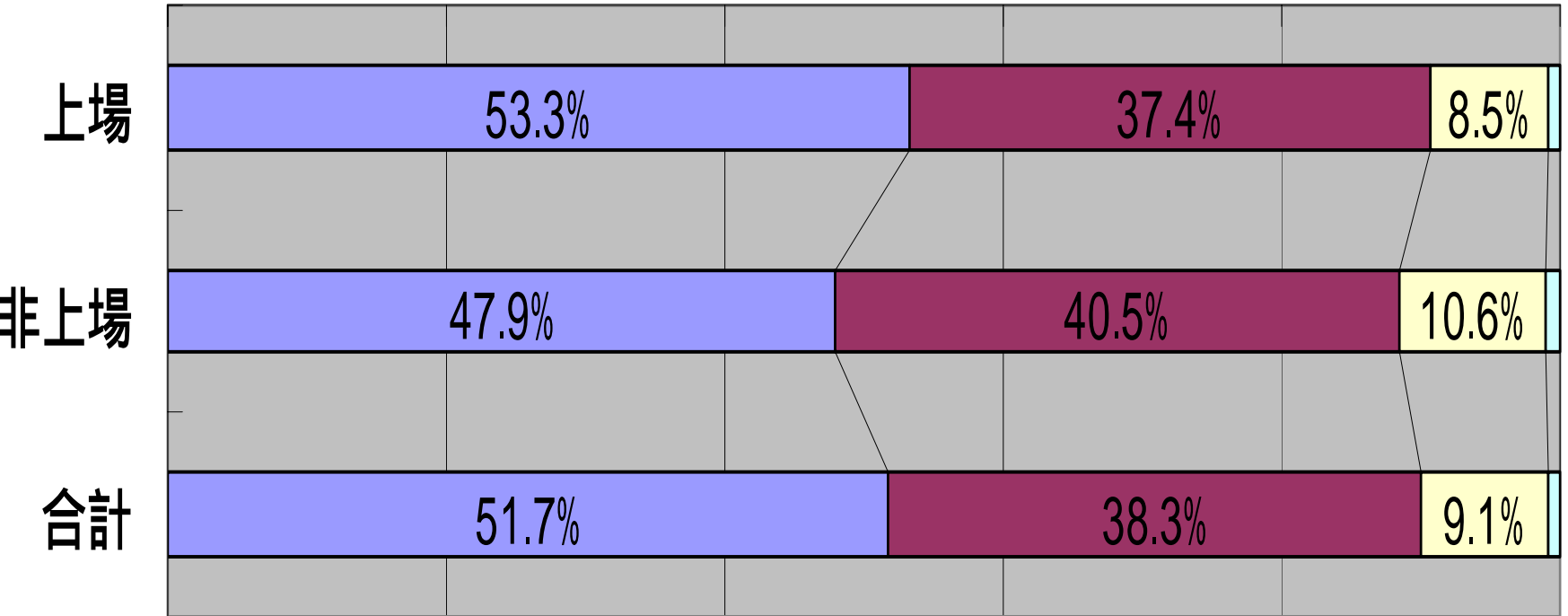


# 地域のステークホルダーとの連携の在り方

# 企業の社会的責任(CSR)について

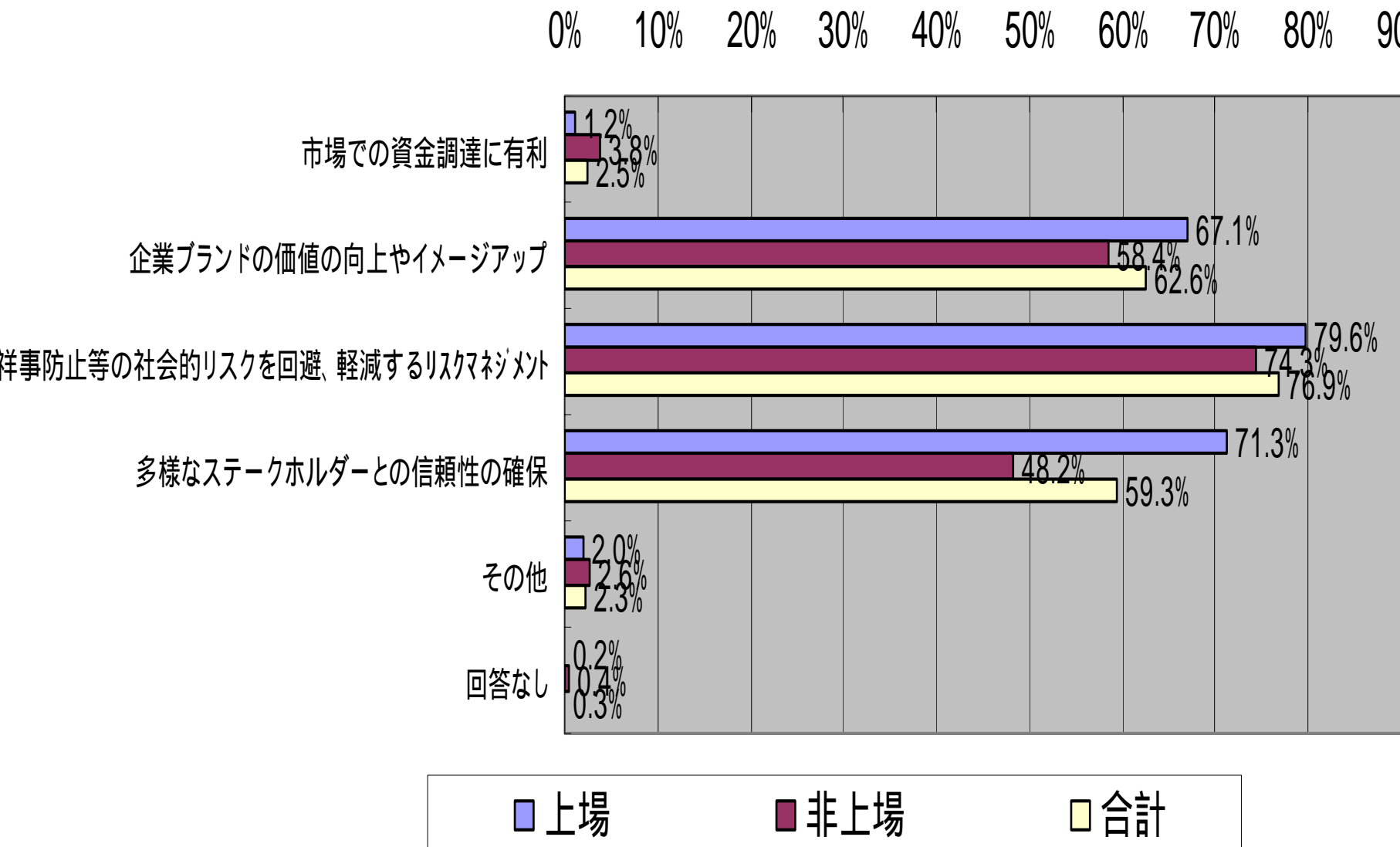
(製造業、電気・ガス等供給業)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



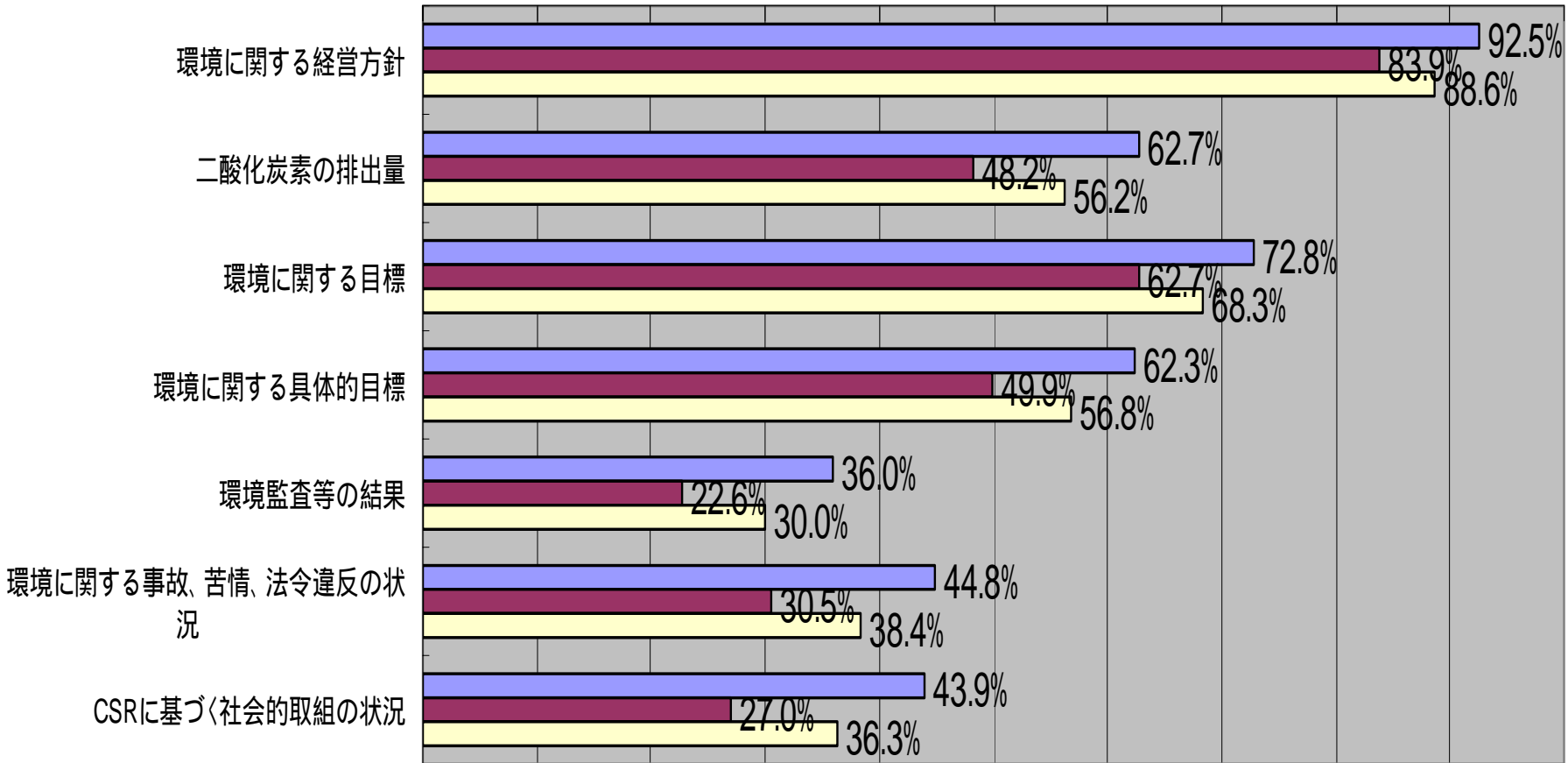
- 実施している
- 実施に向けて検討している
- 実施することを考えていない
- 回答なし

# CSRを意識した経営を行う理由



# 情報公開の内容

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

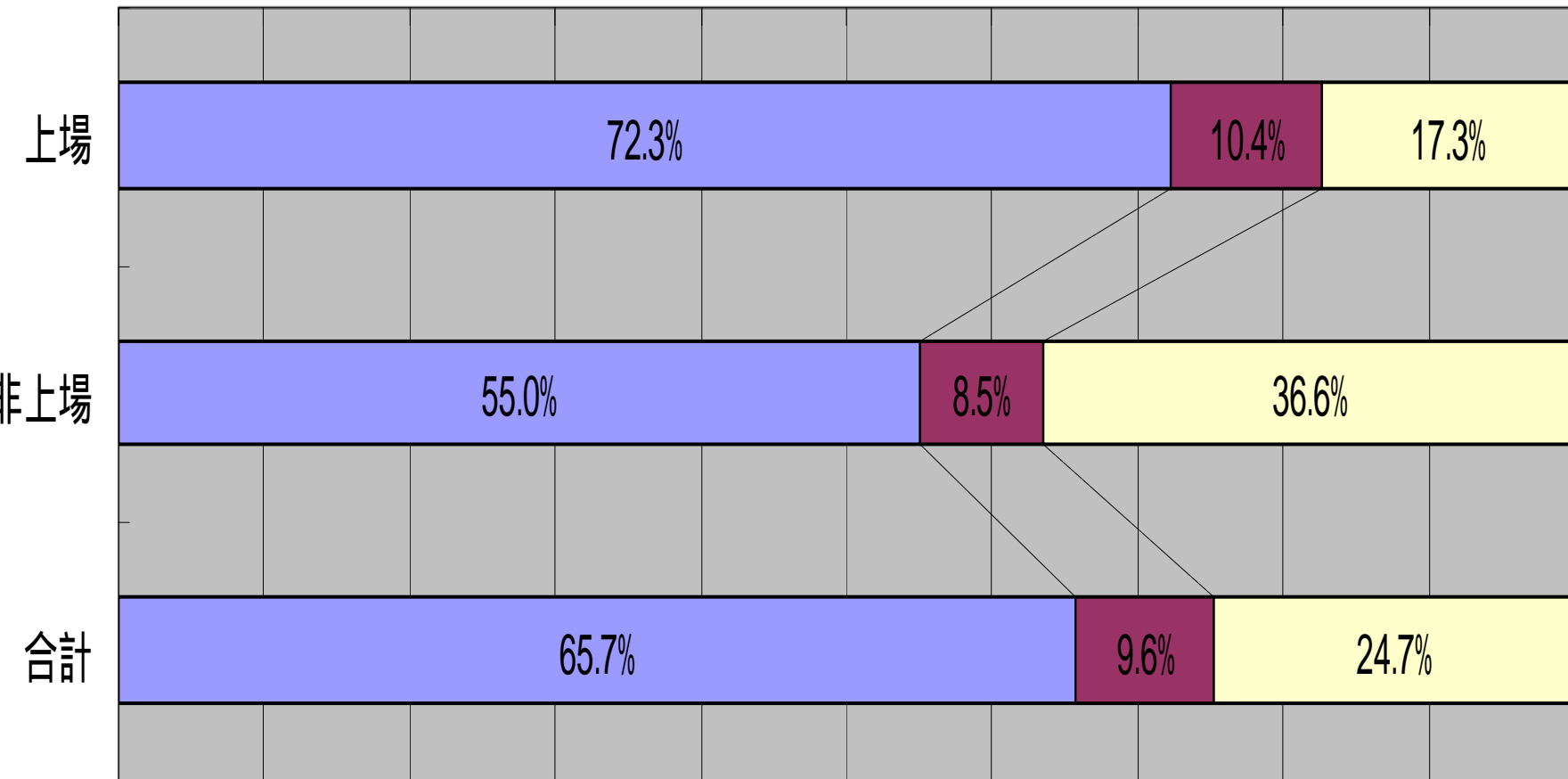


■ 上場 ■ 非上場 ■ 合計

# 環境報告書 (CSR報告書、持続可能性報告書を含む) の作成状況

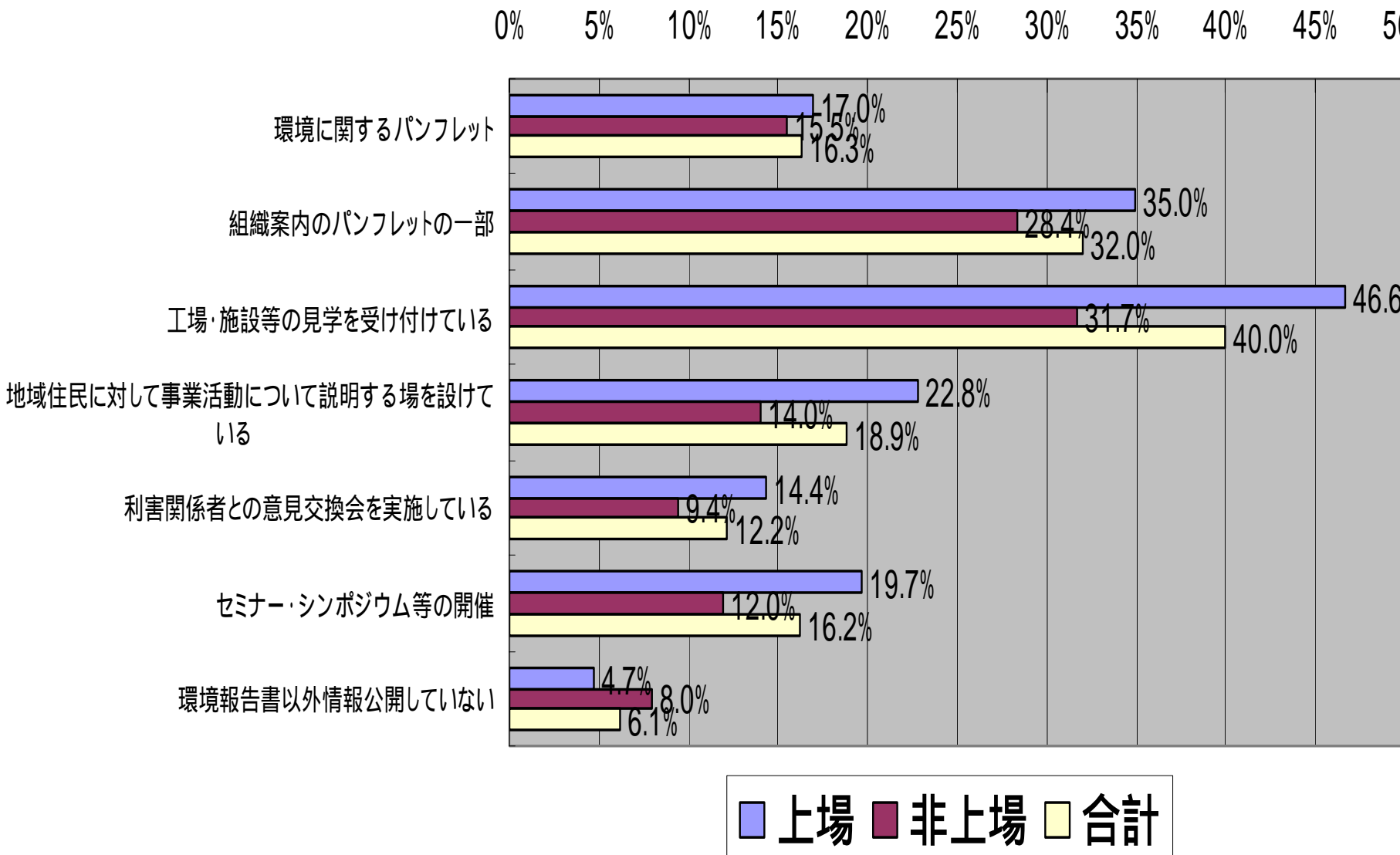
(製造業、電気・ガス等供給業)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 作成・公表している
 ■ 来年(度)作成・公表予定である
 ■ 作成していない

# 環境報告書以外の情報公開状況



# 企業の情報公開で不足していると感じる情報

